

(2) 優遇措置適用の是非を個々の企業年金の内容によって決めることとした場合、その条件についてどう考えますか？

(回答欄) 次の①～③の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- [] ① いくつかの基準を設けその全てを満たしたものにだけ優遇措置を講じることが良い
(例: 終身年金を必須条件とする等)
- [] ② いくつかの基準を設け、その一定個数以上を満たすものについて、優遇措置を講じることが良い
(例: 終身年金または物価変動に応じて年金額が改定されることの2つの内1つを満たすことを条件とする等)
- [] ③ 上記①と②を組合せ、いくつかの最低基準を満たしたうえで、更に一定個数以上の基準を満たすものに優遇措置を講じることがよい。
(例: 終身年金であることを最低条件とし、更に物価変動に応じて年金額が改定されること、または支払保証制度に加入していることの2つの条件のうち、1つを満たすことを条件とする等)
- [] ④ わからない
- [] ⑤ その他()

Q3-4. 企業年金に何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、優遇すべきかどうか国が判断する基準としては何を重視すべきと考えますか？

(回答欄)

重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない
	1	2		
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

次の(1)～(7)のそれぞれの項目ごとに重要度を判断し、左の回答欄の選択肢1～5の中から貴社の考えに最も近いと思われるものを選んで、左の回答欄の選択肢番号に○印を付けてください。

【注】企業年金制度を導入維持するうえで、企業にとってどの程度負担になるかも含めてお考え下さい。

(選択肢) 1. 重要でない、2. どちらかと言えば重要でない、3. どちらかと言えば重要である、4. 重要である、5. わからない

(1) 年金の給付設計について

- ① 制度加入要件として、職種・年齢・勤続年数などに関係なく一律に加入資格を与えること
- ② 非正規社員についても加入対象者としていること
- ③ 勤続期間が短い者が著しく不利益にならないこと
- ④ 年金給付額が予め定められており、将来の年金額が一定の計算式により確定していること
(確定給付型を指し、キャッシュバランス制度のように一定の給付額の範囲内で確定しているものも含む)
- ⑤ 終身年金(死ぬまで支給される年金)の選択肢があること
- ⑥ 退職者の多くが終身年金を選択するような設計であること
- ⑦ 遺族年金の仕組みがあること

(2) 物価変動リスク(インフレ・デフレリスク)等への対応について

- ① 賃金変動が支給開始時の年金額に反映される仕組みであること
- ② 物価変動に応じて支給開始後の年金額が改定される仕組みであること
- ③ 資産運用結果に応じて支給開始後の年金額が変動する仕組みであること

(3) 受給権保護について

- ① 転職の際、転職先への年金資産の移換(ポータビリティ)が確保されている制度であること
- ② 給付条件、給付金額が将来に向けて不利益変更(給付引下げ)される可能性が低いこと
- ③ 積立水準をチェックする機能などの仕組みが整備されていること
- ④ 積立不足になった場合に、回復計画がきちんと立てられ、かつ計画通りに実行されること
- ⑤ 年金制度が破綻した場合に備える支払保証制度の適用対象であること
- ⑥ 年金制度の意思決定・管理運営に加入者の意見が反映できる仕組みであること

(企業用)

【5ページ】

(回答欄)

重要でない	どちらかと言えば重要でない		どちらかと言えば重要である		わからない
	1	2	3	4	

(選択肢) 1. 重要でない、2. どちらかと言えば重要でない、3. どちらかと言えば重要である、
4. 重要である、5. わからない

(4)年金資産の運用について

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

- ① 年金運用の「運用基本方針」が定められていること
- ② 運用委員会において定期的にリスク管理が議題とされていること
- ③ 運用に関して専門知識を有する担当者及び運用執行理事が在籍すること
- ④ 毎年の資産運用結果について加入者へ情報提供がなされていること
- ⑤ 議決権行使についての基準を有するか、運用機関に対して議決権の行使を求めかつ行使結果について報告を求めていること
- ⑥ 社会的責任投資(SRI)を考慮に入れた運用が行われていること

<参考> 社会的責任投資(Socially Responsible Investment)とは、成長性、収益性という従来からの投資尺度だけでなく、企業の環境や社会問題への取り組みも考慮に入れて投資を行う仕組みのこと。例えば、地球温暖化への取り組みをしている企業、または、仕事と生活を両立できる取り組みをしている企業への投資を行うこと。

(5)年金制度に関する情報提供について

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

- ① 年金制度の概要や仕組み(何歳からいくら貰えるか等)について、加入者に説明されていること
- ② 退職後の年金受取予想額について、加入者に通知されていること
(加入者に案内を送付またはインターネット等でのシュミレーションが可能等)
- ③ 年金で受給することの大切さについて、加入者に説明されていること
- ④ 年金制度の財政状況について、年1回以上加入者及び受給者に情報提供されていること
- ⑤ 退職後の生活設計支援活動(退職者セミナー等)が、加入者に対して実施されていること

(6)母体企業及び年金制度の財務状況について

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

- ① 母体企業の財務力があること
【補足】年金制度の財政状況が厳しい場合、母体企業の財務状況が良ければ年金制度への掛金を増やして年金制度の財政状況を良くすることが出来るとの視点から
- ② 年金資産が非継続基準で最低積立基準額の100%以上であること
- ③ 年金資産が継続基準で責任準備金の100%以上であること

<参考> ~平成19年度 企業年金連合会 業務報告書より~

・非継続基準による最低積立基準額の積立水準	純資産/最低積立基準額 =	0.933
・継続基準による責任準備金の積立水準	(純資産+許容繰越不足金)/責任準備金 =	1.288



【4ページ】左側の(7)へお進みください

(回答欄)

重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない
1	2	3	4	5

(選択肢) 1. 重要でない、2. どちらかと言えば重要でない、3. どちらかと言えば重要である、
4. 重要である、5. わからない

(7)年金の給付水準について

① 企業年金の給付水準について、一定金額以上の水準が設定されていること。

上記(7)①で「1」「2」「5」に○印を付けた場合は、右ページのQ4へお進みくだ

上記(7)①で「3」「4」に○印を付けた場合は、下のア～ウの設問にもご回答ください

◇公的年金が標準世帯夫婦二人で月額約23万円受給できると仮定した場合についてお伺いします。

ア. 企業年金の『最低給付水準』はいくら位が妥当であると考えますか？

(回答欄)

妥当と思われる『最低給付金額(月額)』を枠内にご記入ください ⇒

最低給付金額	万円
(※公的年金を含めない) (月額)	

【注】公的年金を含めない企業年金だけの金額をご記入下さい。

イ. 企業年金の『目標給付水準』はいくら位が妥当であると考えますか？

(回答欄)

妥当と思われる『目標給付金額(月額)』を枠内にご記入ください ⇒

目標給付金額	万円
(※公的年金を含めない) (月額)	

【注】公的年金を含めない企業年金だけの金額をご記入下さい。

<参考>【生活費調査】～生命保険文化センター調査より～

・老後の最低日常生活費	平均約23.2万円(月額)
・ゆとりのある老後生活費	平均約38.3万円(月額)

<参考>【高齢者世帯における消費支出実態調査】～総務省統計局家計調査より～(夫婦2人世帯における消費支出額)

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
・消費支出額	28.0万円(月額)	26.0万円(月額)	24.0万円(月額)

※高齢者世帯においては年齢が高くなるにつれて食費を中心に支出額は減少していく傾向にあります

ウ. 標準世帯夫婦二人に対する公的年金の支給額が、現役時代の従前世帯所得に対する割合(所得代替率)で約50%である場合企業年金の支給額は、所得代替率で何%程度であればよいと考えますか？妥当と思われる企業年金の『所得代替率(%)』を枠内にご記入ください ⇒

(回答欄)

所得代替率	%
(※公的年金を含めない)	

【注】公的年金を含めない企業年金だけの所得代替率をご記入下さい。

<参考>【厚生労働省】～財政見通しより～

・厚生年金の標準世帯夫婦における所得代替率	約50%
-----------------------	------

Q4. その他ご意見等があれば下記に自由にご記入ください。

(例えば)

- ・ 現状の企業年金制度の課題や問題点について
- ・ 企業年金を普及させるための優遇措置の条件や指標等について
- ・ 新しいタイプの企業年金制度について、等

(ご意見)

※アンケートへご協力頂きまして、どうもありがとうございました。
ご記入頂きましたアンケート用紙は、返信用封筒に入れご投函下さい。
お手数をお掛けし誠に恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

【注】アンケート結果をご希望の場合は後日ご送付申し上げますので、下記に貴社名、お名前、E-Mailアドレスをご記入ください。なお、アンケート結果が必要ない場合は記入不要です。

貴社名			
お名前		E-Mail	

「企業年金制度のあり方」に関するアンケート調査票（有識者用）

「企業年金制度のあり方」に関する調査について（ご依頼）

財団法人 年金シニアプラン総合研究機構
(<http://www.nensoken.or.jp>)

【注】本アンケートのご回答は所要時間は約20分です。

【調査のお願い】

＜本調査の目的＞

- 我が国の企業年金制度は公的年金制度と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しており、少子・高齢化の進展を背景に企業年金制度の国民の老後保障への役割は今後更に重要なものになっていくものと思われまます。
そのため、当機構では国から厚生労働科学研究費を受けて、今後の企業年金制度がどうあるべきかについて、考察を行うことと致しました。本調査はその一環として、老後保障の観点から見た企業年金に求められる要件の検討を行うことを目的にアンケート調査を行い、当該研究の基礎資料とさせて頂くものです。
- アンケートは国内企業及び有識者を対象に実施するものです。有識者につきましては、厚生年金基金、日本年金数理人会、日本年金学会及び退職給付ビッグバン研究会のご協力を頂くと共に当機構の研究にご協力頂いた方の合計約1,700人の方々へ調査票をご送付しております。ご回答の結果は全て統計的に処理し、個別の回答内容が公になることはありません。
- ご回答は直接アンケート用紙にご記入頂き、アンケート用紙へのご記入が終了したら同封の返信用封筒にて、ご返送頂きますようお願い申し上げます。
ご多忙の中、甚だ恐縮ではございますが、何卒本調査にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
- 回答は直接アンケート用紙にご記入ください。アンケート用紙へのご記入が終了したら、同封の返信用封筒にて、ご返送頂きますようお願い申し上げます。
- 調査内容および記載方法に関するお問い合わせは、下記担当者までお願いします。

【本件に係るお問合せ】

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル4階
財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 研究部
(電話) 03-5793-9412 (FAX) 03-5793-9414
(担当者) 菅谷、齋藤、川名、塩田

【記入上のご注意】

- (1) ご回答は直接アンケート用紙の解答欄にご記入ください。
- (2) ご回答の記入例

Q1. 次の①～③の中で最も該当するもの1つだけにカッコ内に○印を付けてください

[] ① ～

[○] ② ～

[] ③ ～

Q2. 次の設問について重要度を判断して、該当すると思われる選択肢番号を選んで回答欄の選択肢番号に○印を付けてください

1. 重要である、2. 重要でない、3. わからない

① 2 3 ① ～

1 2 ③ ② ～

1 ② 3 ③ ～

- (3) 設問についてはよくわからない場合でも出来るだけご回答頂きますようお願い致します。
- (4) 調査票は重複して届かないように送付しておりますが、万が一重複して届いた場合には、1通のみご回答をお願い致します。なお、その際にはお手数ですが回収率の計算に必要なため、回答用紙の4頁目のご意見欄にその旨ご記入をお願い致します。

平成21年10月16日(金)までにご投函ください。

「企業年金制度のあり方に関するアンケート」調査票(有識者用)

◆年齢についてお伺い致します。該当する番号を1つだけ選び、○印を付けてください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 30歳未満 | 4. 50歳以上～60歳未満 |
| 2. 30歳以上～40歳未満 | 5. 60歳以上～70歳未満 |
| 3. 40歳以上～50歳未満 | 6. 70歳以上～ |

◆現在の就業状態・職種についてお伺い致します。該当する番号を1つだけ選び、○印を付けてください。該当するものがない方は、「11. その他」に○印を付けてください。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 公務員 | 7. 年金基金職員 |
| 2. 信託銀行社員 | 8. 大学教員 |
| 3. 生命保険会社社員 | 9. 自営業者 |
| 4. その他金融機関社員(信託・生命保険以外) | 10. 年金受給者 |
| 5. コンサルタント・研究所シンクタンク職員 | 11. その他 |
| 6. その他民間会社社員 | |

◆現在の資格についてお伺い致します。該当する番号全てに○印を付けてください。

該当するものがない方は、「9. 該当なし」に○印を付けてください。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 社会保険労務士 | 6. 証券アナリスト |
| 2. 公認会計士 | 7. ファイナンシャルプランナー(FP技能士、AFP等) |
| 3. 弁護士 | 8. DCプランナー(企業年金総合プランナー) |
| 4. 税理士 | 9. 該当なし |
| 5. 年金数理人 | |

◆ご専門分野についてお伺い致します。最も近いと考えられる番号を1つだけ選び、○印を付けてください。最終学歴の学部学科等でご判断頂いても結構です。該当するものがない場合は、「8. その他」に○印を付けてください。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 法律・政治 | 5. 医学・薬学 |
| 2. 経済・経営 | 6. 農学・獣医学 |
| 3. 人文・社会 | 7. 福祉・看護 |
| 4. 理学・工学 | 8. その他 |

Q1. 退職給付制度(一時金・年金)についてお伺い致します。

Q1. 企業が退職給付制度を導入する理由として、一般的に以下の①～⑥があると言われていますが、以下の①～⑥について、それぞれあなたの考えにどの程度当てはまるかを判断し、選択肢1～6の中から最も近いと思われるものを選んで、左の回答欄の選択肢番号に、○印を付けてください。

(回答欄)

全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6

(選択肢) 1. 全く当てはまらない、2. あまり当てはまらない、3. どちらかと言えば当てはまらない、
4. どちらかと言えば当てはまる、5. 大体当てはまる、6. 非常によく当てはまる

- ① 優秀な人材を採用するため
- ② 優秀な人材の転職を防ぐため
- ③ 従業員の士気を高めるため
- ④ 従業員の老後の生活保障のため
- ⑤ 労働条件で同業他社と比べ遜色ないようにするため
- ⑥ 従業員の不祥事を防ぐため

↳ **【2ページ】左側のQ2へお進みください**

Q2. 現状の企業年金制度についてお伺い致します。

Q2-1～Q2-4の設問について、それぞれ貴社の考えにどの程度当てはまるかを判断し、選択肢1～6の中から最も近いと思われるものを選んで、左の回答欄の選択肢番号に○印を付けて下さい。

(回答欄)

全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる
1	2	3	4	5	6

(選択肢) 1. 全く当てはまらない、2. あまり当てはまらない、3. どちらかと言えば当てはまらない、
4. どちらかと言えば当てはまる、5. 大体当てはまる、6. 非常によく当てはまる

Q2-1. 確定給付型の制度についてお伺い致します。

【注】確定給付型の制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 従業員の老後保障の観点から確定給付型の年金制度を維持することが望ましいと考える |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 確定給付型ではない年金制度であっても、従業員の老後保障に十分資すると考える |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 確定給付型と確定拠出型それぞれのメリットを持つ、新たな年金制度が今後更に重要になると考える |

Q2-2. 厚生年金基金制度についてお伺い致します。

【注】厚生年金基金制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 国の代行給付を含めて資産運用をすることに規模のメリットがあると考え |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 国の代行給付を含めて受給者に給付することで企業から支払われる給付に厚みが増すことにメリットがあると考え |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 総合型厚生年金基金等、中小企業が加入しやすいことにメリットがあると考え |

Q2-3. 企業型確定拠出年金制度についてお伺い致します。

【注】企業型確定拠出年金制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 従業員の老後保障を考え60歳を過ぎても一時金ではなく、年金で受け取るようにすべきである |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 従来の退職一時金と同様に、60歳前であっても引き出すことができるようにすべきである |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 従業員は運用商品を選択するための知識を十分に持っている |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ④ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、投資教育を行うことによって解決することができる |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑤ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、従業員に対して相応しい商品が自動的に選択されるような仕組みを導入するべきである(例:デフォルトファンド) |

Q2-4. 企業型確定拠出年金制度の老齢給付を終身年金で支給することについてお伺い致します。

【注】企業型確定拠出年金制度を導入されていない場合でもできるだけご回答ください。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ① 事業主(企業)にプラン内で終身年金の商品を用意することを法令上義務付けるべきである |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ② 年金原資を公的な機関(例:国民年金基金連合会や企業年金連合会)に移換し、当該機関で終身年金を受給することが出来る仕組みを構築することがよい |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ③ 受給者が企業型確定拠出年金制度からの給付を一時金で受け取り、生命保険会社の個人終身年金保険を購入すればよく、特段の措置を講じる必要はない |

Q3. 今後の企業年金制度がどうあるべきかについてお伺い致します。

少子、高齢化が進む中、公的年金の給付水準適正化や支給開始年齢の段階的引き上げに伴い、今後、企業年金制度をどのようにしたらよいかについて、Q3-1～Q3-4の設問にお答えください。

Q3-1. 老後保障における公的年金と企業年金の役割についてどう考えますか？

(回答欄) 次の①～⑤の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- ① 退職後の老後保障は基本的には公的年金のみで保障されるべきである
- ② 公的年金を主としながら、企業年金を従としていくべきである
- ③ 公的年金の水準を落とし、企業年金の導入を促進していくべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他()

Q3-2. 企業年金を今後更に普及させるために、国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることに

(回答欄) ついてどう考えますか？

次の①②のうち貴社の考えに近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- ① 企業年金に優遇措置を講じ普及を図るべきである (⇒下記(1)にお進み下さい)
- ② 企業年金に優遇措置を講じる必要はない (⇒下記(2)にお進み下さい)

(1)企業年金を優遇すべき理由について、次の①～③の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- ① 企業年金は公的年金を補完するものであるから
- ② 企業年金は年金資産が積み立てられている制度であるから
- ③ その他()

(1)へ進む

(2)企業年金に優遇措置を講じる必要がない理由について、次の①～③の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- ① 企業年金は各企業の任意の取り組みであるから
- ② 企業年金がある企業だけを優遇するのは不公平だから
- ③ その他()

(2)へ進む

Q3-3. 企業年金に対し国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、一定の基準を設け基準をクリアした企業年金だけに優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについてお伺いします。

(1)優遇措置適用の是非を企業年金制度毎に決めることとした場合、その範囲をどう考えますか？

(回答欄) 次の①～⑥の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- ① 厚生年金基金のみを優遇する
- ② 厚生年金基金と基金型確定給付企業年金のみを優遇する
- ③ 厚生年金基金と確定給付企業年金(基金型・規約型)を優遇する
- ④ 厚生年金基金、確定給付企業年金(基金型・規約型)、企業型確定拠出年金を優遇する
- ⑤ わからない
- ⑥ その他()



【3ページ】左側の(2)へお進みください

(有識者用)

【4ページ】

(2) 優遇措置適用の是非を個々の企業年金の内容によって決めることとした場合、その条件についてどう考えますか？

(回答欄) 次の①～③の中で貴社の考えに最も近いものを1つだけ選び、カッコ内に○印を付けてください。

- [] ① いくつかの基準を設けその全てを満たしたものにだけ優遇措置を講じることが良い
(例: 終身年金を必須条件とする等)
- [] ② いくつかの基準を設け、その一定個数以上を満たすものについて、優遇措置を講じることが良い
(例: 終身年金または物価変動に応じて年金額が改定されることの2つの内1つを満たすことを条件とする等)
- [] ③ 上記①と②を組合せ、いくつかの最低基準を満たしたうえで、更に一定個数以上の基準を満たすものに優遇措置を講じることがよい。
(例: 終身年金であることを最低条件とし、更に物価変動に応じて年金額が改定されること、または支払保証制度に加入していることの2つの条件のうち、1つを満たすことを条件とする等)
- [] ④ わからない
- [] ⑤ その他()

Q3-4. 企業年金に何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、優遇すべきかどうか国が判断する基準としては何を重視すべきと考えますか？

(回答欄)

重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない
	1	2		

次の(1)～(7)のそれぞれの項目ごとに重要度を判断し、左の回答欄の選択肢1～5の中から貴社の考えに最も近いと思われるものを選んで、左の回答欄の選択肢番号に○印を付けてください。

【注】企業年金制度を導入維持するうえで、企業にとってどの程度負担になるかも含めてお考え下さい。

(選択肢) 1. 重要でない、2. どちらかと言えば重要でない、3. どちらかと言えば重要である、4. 重要である、5. わからない

(1) 年金の給付設計について

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ① 制度加入要件として、職種・年齢・勤続年数などに関係なく一律に加入資格を与えること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ② 非正規社員についても加入対象者としていること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ③ 勤続期間が短い者が著しく不利益にならないこと |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ④ 年金給付額が予め定められており、将来の年金額が一定の計算式により確定していること
(確定給付型を指し、キャッシュバランス制度のように一定の給付額の範囲内で確定しているものも含む) |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑤ 終身年金(死ぬまで支給される年金)の選択肢があること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑥ 退職者の多くが終身年金を選択するような設計であること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑦ 遺族年金の仕組みがあること |

(2) 物価変動リスク(インフレ・デフレリスク)等への対応について

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|------------------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ① 賃金変動が支給開始時の年金額に反映される仕組みであること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ② 物価変動に応じて支給開始後の年金額が改定される仕組みであること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ③ 資産運用結果に応じて支給開始後の年金額が変動する仕組みであること |

(3) 受給権保護について

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ① 転職の際、転職先への年金資産の移換(ポータビリティ)が確保されている制度であること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ② 給付条件、給付金額が将来に向けて不利益変更(給付引下げ)される可能性が低いこと |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ③ 積立水準をチェックする機能などの仕組みが整備されていること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ④ 積立不足になった場合に、回復計画がきちんと立てられ、かつ計画通りに実行されること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑤ 年金制度が破綻した場合に備える支払保証制度の適用対象であること |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑥ 年金制度の意思決定・管理運営に加入者の意見が反映できる仕組みであること |

(有識者用)

【5ページ】

(回答欄)

重要でない	どちらかと言えば重要でない		どちらかと言えば重要である		わからない	
	1	2	3	4		5
	1	2	3	4		5
	1	2	3	4		5
	1	2	3	4		5

(選択肢) 1. 重要でない、2. どちらかと言えば重要でない、3. どちらかと言えば重要である、
4. 重要である、5. わからない

(4)年金資産の運用について

- ① 年金運用の「運用基本方針」が定められていること
- ② 運用委員会において定期的にリスク管理が議題とされていること
- ③ 運用に関して専門知識を有する担当者及び運用執行理事が在籍すること
- ④ 毎年の資産運用結果について加入者へ情報提供がなされていること
- ⑤ 議決権行使についての基準を有するか、運用機関に対して議決権の行使を求めかつ行使結果について報告を求めていること
- ⑥ 社会的責任投資(SRI)を考慮に入れた運用が行われていること

<参考> 社会的責任投資(Socially Responsible Investment)とは、成長性、収益性という従来からの投資尺度だけでなく、企業の環境や社会問題への取り組みも考慮に入れて投資を行う仕組みのこと。例えば、地球温暖化への取り組みをしている企業、または、仕事と生活を両立できる取り組みをしている企業への投資を行うこと。

(5)年金制度に関する情報提供について

- ① 年金制度の概要や仕組み(何歳からいくら貰えるか等)について、加入者に説明されていること
- ② 退職後の年金受取予想額について、加入者に通知されていること
(加入者に案内を送付またはインターネット等でのシュミレーションが可能等)
- ③ 年金で受給することの大切さについて、加入者に説明されていること
- ④ 年金制度の財政状況について、年1回以上加入者及び受給者に情報提供されていること
- ⑤ 退職後の生活設計支援活動(退職者セミナー等)が、加入者に対して実施されていること

(6)母体企業及び年金制度の財務状況について

- ① 母体企業の財務力があること
【補足】年金制度の財政状況が厳しい場合、母体企業の財務状況が良ければ年金制度への掛金を増やして年金制度の財政状況を良くすることが出来るとの視点から
- ② 年金資産が非継続基準で最低積立基準額の100%以上であること
- ③ 年金資産が継続基準で責任準備金の100%以上であること

<参考> ~平成19年度 企業年金連合会 業務報告書より~

・非継続基準による最低積立基準額の積立水準	純資産/最低積立基準額 =	0.933
・継続基準による責任準備金の積立水準	(純資産+許容繰越不足金)/責任準備金 =	1.288



【4ページ】左側の(7)へお進みください

(有識者用)

【6ページ】

(回答欄)

重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない
1	2	3	4	5

(選択肢) 1. 重要でない、2. どちらかと言えば重要でない、3. どちらかと言えば重要である、4. 重要である、5. わからない

(7)年金の給付水準について

① 企業年金の給付水準について、一定金額以上の水準が設定されていること。

上記(7)①で「1」「2」「5」に○印を付けた場合は、右ページのQ4へお進みくだ

上記(7)①で「3」「4」に○印を付けた場合は、下のア～ウの設間にもご回答ください

◇公的年金が標準世帯夫婦二人で月額約23万円受給できると仮定した場合についてお伺いします。

ア. 企業年金の『最低給付水準』はいくら位が妥当であると考えますか？

妥当と思われる『最低給付金額(月額)』を枠内にご記入ください ⇒

【注】公的年金を含めない企業年金だけの金額をご記入下さい。

(回答欄)

最低給付金額	万円
(※公的年金を含めない)	(月額)

イ. 企業年金の『目標給付水準』はいくら位が妥当であると考えますか？

妥当と思われる『目標給付金額(月額)』を枠内にご記入ください ⇒

【注】公的年金を含めない企業年金だけの金額をご記入下さい。

(回答欄)

目標給付金額	万円
(※公的年金を含めない)	(月額)

<参考>【生活費調査】～生命保険文化センター調査より～

・老後の最低日常生活費	平均約23.2万円(月額)
・ゆとりのある老後生活費	平均約38.3万円(月額)

<参考>【高齢者世帯における消費支出実態調査】～総務省統計局家計調査より～(夫婦2人世帯における消費支出額)

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
・消費支出額	28.0万円(月額)	26.0万円(月額)	24.0万円(月額)

※高齢者世帯においては年齢が高くなるにつれて食費を中心に支出額は減少していく傾向にあります

ウ. 標準世帯夫婦二人に対する公的年金の支給額が、現役時代の従前世帯所得に対する割合(所得代替率)で約50%である場合企業年金の支給額は、所得代替率で何%程度であればよいと考えますか？妥当と思われる企業年金の『所得代替率(%)』を枠内にご記入ください ⇒

【注】公的年金を含めない企業年金だけの所得代替率をご記入下さい。

(回答欄)

所得代替率	%
(※公的年金を含めない)	

<参考>【厚生労働省】～財政見通しより～

・厚生年金の標準世帯夫婦における所得代替率	約50%
-----------------------	------

Q4. その他ご意見等があれば下記に自由にご記入ください。

(例えば)

- ・現状の企業年金制度の課題や問題点について
- ・企業年金を普及させるための優遇措置の条件や指標等について
- ・新しいタイプの企業年金制度について、等

(ご意見)

※アンケートへご協力頂きまして、どうもありがとうございました。
ご記入頂きましたアンケート用紙は、返信用封筒に入れご投函下さい。
お手数をお掛けし誠に恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

【注】アンケート結果をご希望の場合は後日ご送付申し上げますので、下記該当の所属番号に○印を付け、お名前、E-Mailアドレスをご記入ください。なお、アンケート結果が必要ない場合は記入不要です。

所 属	1. 年金学会、 2. 年金数理人会、 3. 退職給付ビックバン研究会、 4. 社会保障法学会、 5. 厚生年金基金		
お名前		E-Mail	

(有識者用)

【8ページ】

資料2 企業年金制度のあり方に関するアンケート
調査の集計結果サマリー

資料2 企業年金制度のあり方に関するアンケート調査の集計結果サマリー

1 アンケート調査の概要

1.1 アンケート調査の目的

本調査は、今後の企業年金制度がどうあるべきかについて、国内企業及び有識者が企業年金をどのように考え、老後保障の観点から見た企業年金に求められる要件について何を重要と考えているのかを明らかにするために実施したものです。

1.2 アンケート調査の実施概要

【調査対象】1・2部上場企業（2,448社）及び非上場企業（700社）の合計3,148社

並びに有識者（日本年金数理人会員、日本年金学会会員、厚生年金基金等）の合計1,611名
（アンケート調査票の送付数は総合計で4,759通）

	送付先	アンケート送付部数	アンケート回収部数	アンケート回収率
企業	1・2部上場企業	2,448	173	7.1%
	非上場企業	700	63	9.0%
	(企業合計)	3,148	236	7.5%
有識者	日本年金数理人会会	1,611	722	44.8%
	日本年金学会会員			
	退職給付ビックバン研究会会員			
	厚生年金基金			
	その他			

【調査方法】調査対象企業及び有識者へ調査票を郵送し、郵送で回収する郵送調査方式で実施。

なお、非上場企業、日本年金数理人会員、日本年金学会会員については各商工会議所及び各学会を通して調査票を配布させて頂いた。

○非上場企業については東京商工会議所、大阪商工会議所、仙台商工会議所、福岡商工会議所のご協力を得て実施。

○有識者については企業年金連合会、日本年金数理人会、日本年金学会、退職給付ビックバン研究会等のご協力を得て実施。

【調査票】調査票は企業用と有識者用で2種類を作成した。Q1は企業と有識者で分け、Q2～Q4は同じ設問とした。

【集計対象】調査票の回収出来た企業及び有識者の合計958通で集計を実施。

【集計方法】Q1は企業と有識者で分けて集計、Q2～Q4は企業と有識者を合わせて集計。

【回収結果】

★アンケート送付部数	4,759		
↓			
★アンケート回収部数	958	回収率	20.1%

2 単純集計結果<<企業>>

【アンケート回答企業のフェイスシート】

◆ 業種

1. 水産・農林	0	10. ゴム製品	4	19. その他製品	9	28. 海運	1
2. 鉱業	1	11. ガラス・土石製品	3	20. 卸売業	29	29. 空運	0
3. 建設	20	12. 鉄鋼	4	21. 小売業	19	30. 倉庫・運輸	5
4. 食料品	11	13. 非鉄金属	3	22. 銀行	12	31. 通信	7
5. 繊維製品	4	14. 金属製品	5	23. その他金融	4	32. 電気・ガス	1
6. パルプ・紙	1	15. 機械	15	24. 証券・商品先物	0	33. サービス	21
7. 化学	10	16. 電気機器	20	25. 保険	2	無回答	3
8. 医薬品	4	17. 輸送用機器	10	26. 不動産	4	合計	236
9. 石油・石炭	0	18. 精密機器	4	27. 陸運	0		

◆ 資本金

1. 1億円未満	35	5. 20億円以上～30億円未満	15	無回答	2
2. 1億円以上～5億円未満	18	6. 30億円以上～50億円未満	23	合計	236
3. 5億円以上～10億円未満	12	7. 50億円以上～100億円未満	33		
4. 10億円以上～20億円未満	17	8. 100億円以上～	81		

◆ 上場、非上場

1. 上場企業	177	無回答	2
2. 非上場企業	57	合計	236

◆ 従業員数

1. 100人未満	31	4. 500人以上～1000人未満	28	無回答	0
2. 100人以上～300人未満	46	5. 1000人以上～3000人未満	63	合計	236
3. 300人以上～500人未満	23	6. 3000人以上～	45		

◆ 定年年齢

1. 60歳	225	4. 63歳	2	7. 66歳以上	0	合計	236
2. 61歳	0	5. 64歳	0	8. 定年なし	1		
3. 62歳	3	6. 65歳	5	無回答	0		

【アンケート回答の集計】

Q1-1. 退職給付制度における大学卒業者の標準的退職給付金額

① 退職給付制度なし	12	⑤ 2000万円以上～2500万円未満	46	不正回答	1
② 1000万円未満	27	⑥ 2500万円以上～3000万円未満	27	合計	236
③ 1000万円以上～1500万円未満	45	⑦ 3000万円以上	17		
④ 1500万円以上～2000万円未満	53	無回答	8		

Q1-2. 退職給付制度を導入していない理由

① 企業として財政的な余裕がないため	5
② 賃金に含めて支払っているという考えであるため	6
③ 従業員の老後保障は国が担うべきものと考えているため	0
④ その他	1
合計	12

Q1-3. 退職給付金における各退職給付制度からの給付割合 (複数制度を採用している先が有る中で回答のあった制度毎に件数と平均値を計算)

	0~25%	26~50%	51~75%	76~100%	合計	平均値
① 退職一時金(②~⑧以外)	34	57	27	19	137	46.6%
② 厚生年金基金	25	7	0	2	34	22.0%
③ 確定給付企業年金(基金型)	7	24	20	16	67	58.4%
④ 確定給付企業年金(規約型)	6	10	10	13	39	60.9%
⑤ 適格退職年金	9	11	6	22	48	63.0%
⑥ 企業型確定拠出年金	18	32	7	13	70	46.0%
⑦ 中小企業退職金共済	6	6	3	3	18	41.3%
⑧ その他社内規程等に基づいて支払われる自社年金	7	1	0	0	8	6.3%

Q1-4. 一時金支払いのみの企業で年金支払い未導入の理由

① 退職一時金制度のみで十分であると考えているため	12	非該当	12
② 年金制度では企業側の維持及び管理事務の負担が大きいため	7	無回答	132
③ 従業員の老後保障(年金)は国が担うべきものであると考えているため	1	合計	236
④ その他	4	※「非該当」は退職給付制度を導入していない会社数	
⑤ 該当せず	68		

Q1-5. 年金支払いのみで一時金支払い未導入の理由

① 従業員の老後保障のためには一時金ではなく年金で支給すべきと考えているため	3	非該当	12
② 公的年金の支給額だけでは十分ではないと考えているため	4	無回答	144
③ その他	4	合計	236
④ 該当せず	69	※「非該当」は退職給付制度を導入していない会社数	

Q1-6. 退職給付制度を導入する理由

① 優秀な人材を採用するため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
236	4	24	27	75	62	15	13	16

※Q1-6の①~⑥の「非該当」の件数は、Q1-1において「①」を選択した件数と「不正回答」の1件を合計した件数

② 優秀な人材の転職を防ぐため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
236	6	25	36	81	48	10	13	17

③ 従業員の士気を高めるため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
236	2	11	22	97	59	17	13	15

④ 従業員の老後の生活保障のため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
236	0	4	5	30	89	83	13	12

⑤ 労働条件で同業他社と比べ遜色ないようにするため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
236	2	11	19	84	76	15	13	16

⑥ 従業員の不祥事を防ぐため

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常によく当てはまる	非該当	無回答
236	42	69	52	35	5	3	13	17

Q1-7. (1) 代議員会、理事会の構成人数(単独型または連合型の厚生年金基金・企業年金基金を実施している企業を対象)

① 代議員会

5名以下	6～10名	11～15名	16～20名	21～25名	26～30名	31名以上	最小値	平均値	最大値
1	8	26	22	9	8	10	4名	20.7名	119名

② 理事会

5名以下	6～10名	11～15名	16～20名	21～25名	26～30名	31名以上	最小値	平均値	最大値
5	59	11	6	0	2	0	4名	9.0名	27名

Q1-7. (2) 代議員、理事の母体企業での役職(単独型または連合型の厚生年金基金・企業年金基金を実施している企業を対象)

① 代議員 (複数役職選択有り)

取締役	人事部(課)長	総務部(課)長	財務部(課)長	組合役員	その他
46	54	32	44	54	19

② 理事 (複数役職選択有り)

取締役	人事部(課)長	総務部(課)長	財務部(課)長	組合役員	その他
52	52	20	32	46	12

Q2-1. 確定給付型の制度について

① 従業員の老後保障の観点から確定給付型の年金制度を維持することが望ましいと考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	6	15	15	55	82	46	17

② 確定給付型ではない年金制度であっても、従業員の老後保障に十分資すると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	4	15	45	92	43	19	18

③ 確定給付型と確定拠出型それぞれのメリットを持つ、新たな年金制度が今後更に重要になると考える

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	3	20	22	74	61	39	17

Q2-2. 厚生年金基金制度について

① 国の代行給付を含めて資産運用をすることに規模のメリットがあると考え

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	17	44	41	61	28	9	36

② 国の代行給付を含めて受給者に給付することで企業から支払われる給付に厚みが増すことにメリットがあると考え

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	10	34	31	67	47	13	34

③ 総合型厚生年金基金等、中小企業が加入しやすいことにメリットがあると考え

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	7	25	32	85	45	6	36

Q2-3. 企業型確定拠出年金制度について

① 従業員の老後保障を考え60歳を過ぎても一時金ではなく、年金で受け取るようにするべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	11	20	45	68	47	22	23

② 従来の退職一時金と同様に、60歳前であっても引き出すことができるようにするべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	7	12	28	66	59	41	23

③ 従業員は運用商品を選択するための知識を十分に持っている

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	38	99	53	18	4	0	24

④ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、投資教育を行うことによつて解決することができる

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	8	54	49	76	25	0	24

⑤ 従業員が自ら運用商品を選択するための知識を十分に持っていない場合、従業員に対して相応しい商品が自動的に選択されるような仕組みを導入するべきである(例:デフォルトファンド)

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	8	18	45	88	44	8	25

Q2-4. 企業型確定拠出年金制度の老齢給付を終身年金で支給することについて

① 事業主(企業)にプラン内で終身年金の商品を用意することを法令上義務付けるべきである

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	30	37	60	50	24	6	29

② 年金原資を公的な機関(例:国民年金基金連合会や企業年金連合会)に移換し、当該機関で終身年金を受給することが出来る仕組みを構築することがよい

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	15	24	46	81	29	14	27

③ 受給者が企業型確定拠出年金制度からの給付を一時金で受け取り、生命保険会社の個人終身年金保険を購入すればよく、特段の措置を講じる必要はない

総数	全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言えば当てはまらない	どちらかと言えば当てはまる	大体当てはまる	非常に当てはまる	無回答
236	13	43	65	61	20	7	27

Q3-1. 老後保障における公的年金と企業年金の役割について

① 退職後の老後保障は基本的には公的年金のみで保障されるべきである	49	無回答	4
② 公的年金を主としながら、企業年金を従としていくべきである	166	合計	236
③ 公的年金の水準を落とし、企業年金の導入を促進していくべきである	6		
④ わからない	9		
⑤ その他	2		

Q3-2. 企業年金を今後更に普及させるために、国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについて

① 企業年金に優遇措置を講じ普及を図るべきである	198	無回答	5
② 企業年金に優遇措置を講じる必要はない	33	合計	236

Q3-2. (1) 企業年金を優遇すべき理由について

① 企業年金は公的年金を補完するものであるから	153	非該当	33
② 企業年金は年金資産が積み立てられている制度であるから	42	無回答	5
③ その他	3	合計	236

※Q3-2. の(1)と(2)の「無回答」にはQ3-2. の「無回答」の件数を含む。

Q3-2. (2) 企業年金に優遇措置を講じる必要がない理由について

① 企業年金は各企業の任意の取り組みであるから	14	非該当	198
② 企業年金がある企業だけを優遇するのは不公平だから	17	無回答	6
③ その他	1	合計	236

Q3-3. 企業年金に対し国が何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、一定の基準を設け基準をクリアした企業年金だけに優遇措置(例えば税制優遇等)を講じることについて

Q3-3. (1) 優遇措置適用の是非を企業年金制度毎に決めることとした場合の範囲

① 厚生年金基金のみを優遇する	14	無回答	7
② 厚生年金基金と基金型確定給付企業年金のみを優遇する	8	合計	236
③ 厚生年金基金と確定給付企業年金(基金型・規約型)を優遇する	27		
④ 厚生年金基金、確定給付企業年金(基金型・規約型)、企業型確定拠出年金を優遇する	131		
⑤ わからない	38		
⑥ その他	11		

Q3-3. (2) 優遇措置適用の是非を個々の企業年金の内容によって決めることとした場合の条件

① いくつかの基準を設けその全てを満たしたものにだけ優遇措置を講じることが良い	27
② いくつかの基準を設け、その一定個数以上を満たすものについて、優遇措置を講じることが良い	50
③ 上記①と②を組合せ、いくつかの最低基準を満たしたうえで、更に一定個数以上の基準を満たすものに優遇措置を講じることがよい	63
④ わからない	57
⑤ その他	19
無回答	20
合計	236

Q3-4. 企業年金に何らかの優遇措置(例えば税制優遇等)を講じるとした場合、優遇すべきかどうか国が判断する基準として重視すべきことについて

Q3-4. (1) 年金の給付設計について

① 制度加入要件として、職種・年齢・勤続年数などに関係なく一律に加入資格を与えること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	22	36	66	87	8	17

② 非正規社員についても加入対象者としていること

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	53	79	52	17	18	17

③ 勤続期間が短い者が著しく不利益にならないこと

総数	重要でない	どちらかと言えば重要でない	どちらかと言えば重要である	重要である	わからない	無回答
236	25	64	81	43	6	17